

規約の改定及び 釧路川外減災対策協議会の設置について

「水防災意識社会」の再構築の取組

平成27年9月 関東・東北豪雨

- ・利根川水系鬼怒川の堤防が決壊



平成27年12月「水防災意識社会」の再構築に向けて

- ・社会資本整備審議会の答申
- ・水防災意識社会 再構築ビジョン (国土交通省)

・全国の国管理河川において推進



平成28年6月、11月「釧路川水防連絡協議会 釧路川減災対策部会」

- ・水害リスク情報、取組状況の共有、減災のための目標を共有
- ・今後5年間の具体的な取組項目、フォローアップ方法の確認

平成28年8月 北海道・東北 一連の台風被害

- ・北海道での堤防決壊
- ・東北での浸水被害



H28. 8. 31撮影
浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)



平成29年1月「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」

- ・社会資本整備審議会の答申
- ・水防災意識社会再構築の取組を加速
- ・都道府県が管理する中小河川において本格展開すべき
- ※地域全体で減災に取り組むため、釧路管内の全市町村が構成員となる
- 「釧路川外減災対策協議会」の設置(平成29年6月28日)

平成29年6月「水防法等の一部を改正する法律」施行
平成29年6月「水防災意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画(国土交通省)

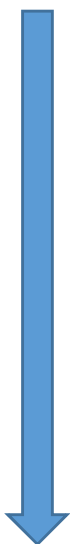
- ・水防法に基づく協議会の設置
- ・水害対応タイムラインの作成促進
- ・要配慮者利用施設における避難体制構築への支援 等

水防法に基づく大規模氾濫減災協議会へ移行

昭和57年7月～

釧路川水防連絡協議会

釧路開発建設部が管理する一級河川の水害防止を図るため、重要水防箇所の周知、河川水防情報等の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。



(減災対策部会を廃止)

引き続き

釧路川水防連絡協議会を継続

一級河川釧路川の連絡協議会

(対象河川 : 1級河川釧路川)

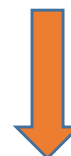
構成員 : 5市町村及び関係機関



平成28年4月～

釧路川水防連絡協議会 釧路川減災対策部会

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、部会を設置。



(水防法に基づく大規模氾濫減災協議会)

平成29年6月～

釧路川外減災対策協議会

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、部会を設置

(対象河川 : 1級河川釧路川

2級河川(釧路総合振興局管内)

構成員 : 8市町村及び関係機関

釧路川外減災対策協議会 設置趣旨

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。

本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。この一連の台風による豪雨により甚大な被害を受けた各河川は、一級水系の支川の国管理区間や都道府県が管理する中小河川であり、被害の状況に鑑みると、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきであると、平成 29 年 1 月 11 日に社会資本整備審議会会長から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」国土交通大臣に答申されました。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、関係市町村等からなる平成 28 年 4 月 27 日に設置された「釧路川水防連絡協議会釧路川減災対策部会」の対象河川を北海道管理区間に拡大し、あらたに「釧路川外減災対策協議会」を設置するものです。

釧路川減災対策協議会設置趣旨 新旧対比

釧路川減災対策部会 設置趣旨	釧路川外減災対策協議会 設置趣旨
<p data-bbox="414 395 831 427">釧路川減災対策部会 設置趣旨</p> <p data-bbox="143 491 1102 810">平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。</p> <p data-bbox="143 874 1102 1054">こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。</p> <p data-bbox="143 1118 1102 1342">本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実</p>	<p data-bbox="1355 395 1861 427">釧路川外減災対策協議会 設置趣旨</p> <p data-bbox="1131 491 2089 810">平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。</p> <p data-bbox="1131 874 2089 1054">こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。</p> <p data-bbox="1131 1118 2089 1342">本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実</p>

現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、関係市町村等からなる「釧路川減災対策部会」を「釧路川水防連絡協議会」の中に設置するものです。

現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨により、北海道では国管理河川の支川で堤防決壊、東北地方では県管理河川で氾濫被害が発生、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。この一連の台風による豪雨により甚大な被害を受けた各河川は、一級水系の支川の国管理区間や都道府県が管理する中小河川であり、被害の状況に鑑みると、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開すべきであると、平成 29 年 1 月 11 日に社会資本整備審議会会長から「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」国土交通大臣に答申されました。

このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道、関係市町村等からなる平成 28 年 4 月 27 日に設置された「釧路川水防連絡協議会釧路川減災対策部会」の対象河川を北海道管理区間に拡大し、あらたに「釧路川外減災対策協議会」を設置するものです。

釧路川外減災対策協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「釧路川外減災対策協議会（以下「協議会」という）」と称する。

（目的）

第2条

協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、釧路川等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。

なお、協議会の対象河川は、釧路開発建設部が管理する一級河川、釧路建設管理部が管理する釧路総合振興局管内の一級河川及び二級河川とする。（別表1に挙げる水系）

（協議会の構成）

第3条

協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長、副会長を置き、会長は釧路開発建設部長をあて、副会長は釧路総合振興局長をあてる。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をさせることができる。

（幹事会の構成）

第4条

協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は釧路開発建設部次長（河川・道路）をあて、副幹事長は釧路総合振興局副局長（建設管理部担当）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事長不在のときは副幹事長が幹事

会の事務を掌理する。

- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（実施事項）

第5条

次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
- 3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条

協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする、ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条

協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、釧路開発建設部治水課及び釧路建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行又は招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条

この要領に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の決定によるものとする。

(附則)

第10条

この要領は、平成29年6月〇〇日から施行する。

(別表1)

釧路川外減災対策協議会 水系一覧表

水系名		関係市町村	河川管理者
1 級河川	釧路川	釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村	国、北海道
2 級河川	尾幌川	厚岸町	北海道
	チヨロベツ川	釧路町	北海道
	春採川	釧路市	北海道
	星ガ浦川	釧路市	北海道
	阿寒川	釧路市	北海道
	庶路川	釧路市、白糠町	北海道
	茶路川	白糠町	北海道
	和天別川	白糠町	北海道
	音別川	釧路市	北海道
	尺別川	釧路市	北海道
	直別川	釧路市	北海道
	西別川	標茶町	北海道

(別表2)

釧路川外減災対策協議会 構成員

組織別	協議会	幹事会
釧路開発建設部	部長(会長)	次長(河川・道路)(幹事長)、治水課長、防災対策官、釧路河川事務所長
釧路地方気象台	台長	防災管理官
釧路総合振興局	局長(副会長)	副局長(建設管理部担当)(副幹事長) 地域創生部地域政策課 主幹(地域行政) 釧路建設管理部 地域調整課長、維持管理課長、治水課長
釧路市	市長	総務部防災危機管理監
釧路町	町長	総務課長
厚岸町	町長	総務課長
浜中町	町長	防災対策室長
標茶町	町長	総務課長
弟子屈町	町長	総務課長
鶴居村	村長	総務課長
白糠町	町長	地域防災課長

(オブザーバー)

釧路市消防本部	消防長	消防本部警防課長
釧路東部消防組合	消防長	警防課長
釧路北部消防事務組合	消防長	消防課長
北海道警察釧路方面本部	本部長	警備課長
陸上自衛隊釧路駐屯地 第27普通科連隊	連隊長	防衛幹部

釧路川減災対策部会設置要領、 釧路川外減災対策協議会規約（案）（1／6）

釧路川減災対策部会設置要領	釧路川外減災対策協議会規約（案）
<p>(名称) 第1条 本会は、「<u>釧路川減災対策部会（以下「部会」という）</u>」と称する。</p> <p>(目的) 第2条 部会は、過去の出水の教訓を踏まえ、釧路川等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、<u>釧路川水防連絡協議会規約第4条第3項に基づき設置するものである。</u></p> <p>(部会の構成) 第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 <u>部会に部会長を置き、部会長は釧路開発建設部長をあてる。</u> 3 <u>部会長は、部会の事務を掌理する。</u></p>	<p>(名称) 第1条 本会は、「<u>釧路川外減災対策協議会（以下「協議会」という）</u>」と称する。</p> <p>(目的) 第2条 <u>協議会</u>は、過去の出水の教訓を踏まえ、釧路川等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、<u>水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。</u> <u>なお、協議会の対象河川は、釧路開発建設部が管理する一級河川、釧路建設管理部が管理する釧路総合振興局管内の一級河川及び二級河川とする。（別表1に挙げる水系）</u></p> <p>(協議会の構成) 第3条 <u>協議会</u>は、<u>別表2の職にある者</u>をもって構成する。 2 <u>協議会には会長、副会長を置き、会長は釧路開発建設部長をあて、副会長は釧路総合振興局長をあてる。</u> 3 <u>会長は、協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。</u></p>

釧路川減災対策部会設置要領、釧路川減災対策協議会規約（案）（2／6）

釧路川減災対策部会設置要領	釧路川外減災対策協議会規約（案）
<p>4 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をさせることができる。</p> <p>（幹事会の構成）</p> <p>第4条</p> <p>部会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は釧路開発建設部次長（河川・道路）をあてる。</p> <p>4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。</p> <p>5 幹事会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会へ報告する。</p> <p>6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第5条</p> <p>部会等は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p>	<p>4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加をさせることができる。</p> <p>（幹事会の構成）</p> <p>第4条</p> <p>協議会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。</p> <p>3 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は釧路開発建設部次長（河川・道路）をあて、副幹事長は釧路総合振興局副局長（建設管理部担当）をあてる。</p> <p>4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事長不在のときは副幹事長が幹事会の事務を掌理する。</p> <p>5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。</p> <p>6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。</p> <p>（実施事項）</p> <p>第5条</p> <p>次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p>

釧路川減災対策部会設置要領、釧路川減災対策協議会規約（案）（3／6）

釧路川減災対策部会設置要領	釧路川外減災対策協議会規約（案）
<p>2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。</p> <p>3 <u>毎年、部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。</u></p> <p>4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第6条</p> <p><u>部会</u>は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、<u>部会</u>に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を<u>部会</u>へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>（<u>部会</u>資料等の公表）</p> <p>第7条</p> <p><u>部会</u>に提出された資料等については速やかに公表するものとする、ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、<u>部会</u>の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 <u>部会</u>の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>	<p>2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。</p> <p>3 取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。</p> <p>4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第6条</p> <p><u>協議会</u>は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、<u>協議会</u>に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を<u>協議会</u>へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>（<u>協議会</u>資料等の公表）</p> <p>第7条</p> <p><u>協議会</u>に提出された資料等については速やかに公表するものとする、ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、<u>協議会</u>の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 <u>協議会</u>の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p>

釧路川減災対策部会設置要領、釧路川減災対策協議会規約（案）（４／６）

釧路川減災対策部会設置要領	釧路川外減災対策協議会規約（案）
<p>(事務局)</p> <p>第 8 条</p> <p><u>部会</u>の庶務を行うため、事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事務局は、釧路開発建設部治水課に置く。 3 部会の運営、進行又は招集は事務局が行う。 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 <p>(雑則)</p> <p>第 9 条</p> <p>この要領に定めるもののほか、<u>部会</u>の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、<u>部会で定め協議会に報告するものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>第 10 条</p> <p><u>この要領は、平成 28 年 4 月 27 日から施行する。</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第 8 条</p> <p><u>協議会</u>の庶務を行うため、事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事務局は、釧路開発建設部治水課<u>及び釧路建設管理部事業室治水課</u>に置く。 3 <u>協議会</u>の運営、進行又は招集は事務局が行う。 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 <p>(雑則)</p> <p>第 9 条</p> <p>この要領に定めるもののほか、<u>協議会</u>の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、<u>協議会の決定によるものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>第 10 条</p> <p><u>この規約は、平成 29 年 6 月〇〇日から施行する。</u></p>

釧路川減災対策部会設置要領、釧路川減災対策協議会規約（案）（5 / 6）

釧路川減災対策部会設置要領	釧路川外減災対策協議会規約（案）		
	（別表1）		
	釧路川外減災対策協議会 水系一覧表		
	水系名	関係市町村	河川管理者
	1級河川	釧路川	釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村
	2級河川	尾幌川	厚岸町
		チョロベツ川	釧路町
		春採川	釧路市
		星ガ浦川	釧路市
		阿寒川	釧路市
		庶路川	釧路市、白糠町
		茶路川	白糠町
		和天別川	白糠町
		音別川	釧路市
		尺別川	釧路市
		直別川	釧路市
		西別川	標茶町

釧路川減災対策部会設置要領、釧路川減災対策協議会規約（案）（6／6）

釧路川減災対策部会設置要領			釧路川外減災対策協議会規約（案）		
(別表1)			(別表2)		
釧路川減災対策部会構成員			釧路川外減災対策協議会構成員		
組織別	部会	幹事会	組織別	協議会	幹事会
釧路開発建設部	部長（会長）	次長（幹事長）、治水課長、防災対策官、 釧路河川事務所長	釧路開発建設部	部長（会長）	次長（ <u>河川道路</u> ）（幹事長）、治水課長、防災 対策官、釧路河川事務所長
釧路地方気象台	台長	防災管理官	釧路地方気象台	台長	防災管理官
釧路総合振興局	局長	地域創生部地域政策課 主幹（地域行政） 釧路建設管理部 事業室長、用地管理室長 維持管理課長、治水課長	釧路総合振興局	局長（ <u>副会長</u> ）	<u>副局長（建設管理部担当）（副幹事長）</u> 地域創生部地域政策課 主幹（地域行政） 釧路建設管理部 <u>地域調整課長</u> 、維持管理課長、 治水課長
釧路市	市長	総務部防災危機管理監	釧路市	市長	総務部防災危機管理監
標茶町	町長	総務課長	釧路町	町長	総務課長
弟子屈町	町長	総務課長	<u>厚岸町</u>	<u>町長</u>	<u>総務課長</u>
釧路町	町長	総務課長	<u>浜中町</u>	<u>町長</u>	<u>防災対策室長</u>
鶴居村	村長	総務課長	標茶町	町長	総務課長
(オプザーバー)			(オプザーバー)		
釧路市消防本部 北海道警察釧路方面本部 釧路東部消防組合釧路消防署 釧路北部消防事務組合 陸上自衛隊釧路駐屯地 第27普通科連隊	市長 本部長 署長 消防長 連隊長	消防本部警防課長 警備課長 副署長 消防課長 防衛幹部	釧路市消防本部 <u>釧路東部消防組合</u> 釧路北部消防事務組合 北海道警察釧路方面本部 陸上自衛隊釧路駐屯地 第27普通科連隊	消防長 <u>消防長</u> 消防長 本部長 連隊長	消防本部警防課長 <u>警防課長</u> 消防課長 警備課長 防衛幹部
事務局	釧路開発建設部	治水課長（事務局長）、治水課流域計画官	事務局	釧路開発建設部 <u>釧路建設管理部</u>	治水課長（事務局長）、治水課流域計画官 <u>事業室治水課長、治水課主査（河川）</u>

